

第1節 海上災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、府及び関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流出や火災が発生し、または発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な海上事故等発生の情報により、通信情報活動の必要がある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

（1）所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な海上事故等発生の情報により、町域及びその周辺に災害が発生する可能性がある場合、直ちに災害応急対策の準備を行う。

（1）所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

（1）設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

（2）廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

（3）本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

（4）災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

- (1) 設置基準
 - ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
 - イ その他、町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
 - 第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。
- (3) 本部の所掌事務
 - 第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。
- (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知
 - 第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。
- (5) 災害対策本部長の代理
 - 第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。
- (6) 本部の組織及び事務分担
 - 第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0 配備）

- (1) 配備時期
 - 大規模な海上事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
- (2) 配備体制
 - 第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1 配備）

- (1) 配備時期
 - 町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な海上事故等発生の情報により、災害応急対策の準備を行う必要があると判断したとき
- (2) 配備体制
 - 第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2 配備）

- (1) 配備時期
 - 町域及びその周辺において大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制
 - 第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3 配備）

- (1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4(2)に準じる。

第3 連絡通報体制

1. 通報系統

防災関係機関等は、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等について町、府及び関係機関に通報する。

〔海上災害における連絡通報系統図〕：資料編「資料5-5」

2. 通報事項

- (1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、または施設名並びに危険物等の種類及び量
- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第4 災害広報

1. 船舶への周知

第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、または災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、MICS（沿岸域情報提供システム）、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

2. 沿岸住民への周知

町、府及び関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、または災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、広報車等により沿岸住民に対して周知する。

第5 流出油対策

町は、田尻漁港、沿岸海岸区域等において油が流出した場合、速やかに次の措置を実施する。

1. 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。
2. 流出油の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集に

あたっては、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）及び大阪湾・播磨灘排出油防除協議会と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

3. 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは町長が必要と認めたときは、流出油の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）及び大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、海上災害防止センター等と連携を密にして、必要な対応を行う。
4. 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。
5. 4の場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置義務者に対し措置を講ずるよう要請する。
6. 必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

第6 事故対策連絡調整本部の設置

ふ頭または岸壁に係留されたタンカーの事故の場合において、円滑な応急対策を実施するため必要があるときは、防災関係機関等は相互に連携し、事故対策連絡調整本部を設置する。

1. 構成及び設置場所

(1) 構成

町、第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署、大阪湾・播磨灘排出油防除協議会、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府、大阪府警察本部、港湾の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、岸和田海上保安署または事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2. 事故対策連絡調整本部への報告等

次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

- (1) 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。
- (2) その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

第7 海上火災

1. 沿岸に停泊または航行中の船舶火災対策

沿岸に停泊または航行中の船舶火災については、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基

地・岸和田海上保安署)が消火活動にあたる。

2. 係留中の船舶火災対策

係留中の船舶火災については、泉州南消防組合が、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）、泉佐野警察署等の協力の元に、次のとおり消火活動、安全対策を行う。

- (1) 海上（消防艇・巡視船艇等）及び陸上からの消火活動
- (2) 危険物取扱施設及び付近住家への延焼防止のため、必要により曳船等の措置
- (3) 消火活動に支障をきたさないための立入禁止区域の設定、付近住民の避難措置

なお、火災が大規模で十分に対処できないと判断するときは、消防相互応援協定に基づき関係消防本部の消防車、消防艇、ヘリコプター等の応援を求める。

第2節 航空災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な航空事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な航空事故等による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性がある場合、災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき

- イ その他、町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。
- (3) 本部の所掌事務
第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。
- (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知
第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。
- (5) 災害対策本部長の代理
第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。
- (6) 本部の組織及び事務分担
第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0 配備）

- (1) 配備時期
大規模な航空事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な航空事故等発生の情報により、災害応急対策の準備を行う必要があると判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な航空事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4(2)に準じる。

第3 関西国際空港

1. 範囲

関西国際空港及びその周辺（関西国際空港島内で災害が発生した場合には、大阪府石油コンビナート等防災計画による。）

2. 航空事故総合対策本部等の設置

関西空港事務所長は必要に応じ、関西空港事務所内に航空事故総合対策本部を設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

(1) 防災関係機関

関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、府、町、泉州南消防組合、地元医療機関、日本赤十字大阪府支部、新関西国際空港株式会社、その他必要と認められる機関

3. 応援体制

新関西国際空港株式会社、町及び防災関係機関は、協定等に基づき、迅速かつ的確な消火救難活動を実施する。

4. 情報通信連絡及び広報

(1) 情報通信連絡系統

それぞれの関係機関に必要な事項について連絡する。また、発見者から通報を受けた機関は、速やかに他の関係機関に連絡する。

〔航空災害における情報通信連絡系統図〕：資料編「資料5-6」

(2) 災害広報

防災関係機関は、航空災害の広報について、たえず航空事故総合対策本部と連絡のうえ、その指示により住民及び報道機関に正確な状況を発表する。

5. 応急活動

町は、主として次に掲げる応急活動を実施する。

- (1) 消火・救助・救急活動
- (2) 救護地区の設置
- (3) 避難勧告・指示・誘導
- (4) 遺体収容所の設置

第3節 鉄道災害応急対策

方針

鉄道事業者、町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な鉄道事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な鉄道事故等による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性がある場合、災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき

- イ その他、町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。
- (3) 本部の所掌事務
第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。
- (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知
第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。
- (5) 災害対策本部長の代理
第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。
- (6) 本部の組織及び事務分担
第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0配備）

- (1) 配備時期
大規模な鉄道事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な鉄道事故等発生の情報により、災害応急対策の準備を行う必要があると判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な鉄道事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4（2）に準じる。

第3 情報収集伝達体制

1. 情報収集活動

鉄道事業者、町、府及び関係機関は、相互に連携し事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集活動を行う。

[鉄道災害における情報収集伝達系統図]：資料編「資料5-7」]

2. 情報伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3. 代替交通手段の確保

他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府、道路管理者及び関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な道路事故等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な道路事故等による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性がある場合、災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な道路事故等

- による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。
- (3) 本部の所掌事務
第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。
- (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知
第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。
- (5) 災害対策本部長の代理
第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。
- (6) 本部の組織及び事務分担
第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0 配備）

- (1) 配備時期
大規模な道路事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な道路事故等発生の情報により、災害応急対策の準備を行う必要があると判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な道路事故等による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4(2)に準じる。

第3 情報収集伝達体制

1. 情報収集活動

町、府、道路管理者及び関係機関は、相互に連携し事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集活動を行う。

〔道路災害における情報収集伝達系統図〕：資料編「資料5-8」

2. 情報伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 危険物等の流出対策

他の防災機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

4. 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、府及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な危険物等事故による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な危険物等事故による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性がある場合、災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき
- イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき

- イ その他、町長が必要と認めたとき
- (2) 廃止基準
第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。
 - (3) 本部の所掌事務
第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。
 - (4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知
第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。
 - (5) 災害対策本部長の代理
第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。
 - (6) 本部の組織及び事務分担
第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0 配備）

- (1) 配備時期
大規模な危険物等事故発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な危険物等事故発生の情報により、災害応急対策の準備を行う必要があると判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき
- (2) 配備体制
第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3 配備）

- (1) 配備時期
町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な危険物等事故による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4(2)に準じる。

第3 危険物災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

〔危険物災害における通報連絡系統図〕：資料編「資料5-9」

2. 町の役割

(1) 関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

(2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立

ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人名安全措施及び防災機関との連携活動の確立

(3) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 高圧ガス災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

〔高圧ガス災害における通報連絡系統図〕：資料編「資料5-10」

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。

第5 火薬類災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

〔火薬類災害における通報連絡系統図〕：資料編「資料5-11」

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、

警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

第6 毒物劇物災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

〔毒物劇物災害における通報連絡系統図〕：資料編「資料5-12」

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第7 管理化学物質災害応急対策

1. 通報連絡体制

各関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

〔管理化学物質災害における通報連絡系統図〕：資料編「資料5-13」

2. 町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第6節 高層建築物・市街地災害応急対策

方針

町、泉州南消防組合、泉佐野警察署をはじめ関係機関は、高層建築物及び市街地火災等の災害に対処するため、次の各種対策を実施するものとする。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

計画

第1 町の組織体制

1. 情報収集体制（レベル0）の活動

大規模な高層建築物における事故又は市街地火災等による災害が発生し、又は災害となる恐れがある場合、直ちに情報の収集・分析を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の1（1）に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1）の活動

大規模な高層建築物における事故又は市街地火災等による災害が発生し、町域及びその周辺に影響を及ぼす可能性がある場合、災害応急対策の準備を行う。

(1) 所掌事務

第3編第1章第1節第1の2（1）に準じる。

3. 災害警戒本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 町域及びその周辺において大規模な高層建築物における事故又は市街地火災等による災害が発生したと判断したとき

イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の3（2）に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の3（3）に準じる。

(4) 災害警戒本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の3（4）に準じる。

4. 災害対策本部の設置

次の設置基準に該当する場合には、役場内に災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の場所に設置することができる。

(1) 設置基準

ア 町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な高層建築物

における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき

イ その他、町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

第3編第1章第1節第1の4(2)に準じる。

(3) 本部の所掌事務

第3編第1章第1節第1の4(3)に準じる。

(4) 災害対策本部の設置または廃止等の関係機関へ通知

第3編第1章第1節第1の4(4)に準じる。

(5) 災害対策本部長の代理

第3編第1章第1節第1の4(5)に準じる。

(6) 本部の組織及び事務分担

第3編第1章第1節第1の4(6)に準じる。

第2 町の動員配備体制

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

〔災害時における配備体制及び配備職員数：資料編「資料1-9」〕

1. 情報収集体制（レベル0 配備）

(1) 配備時期

大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の1(2)に準じる。

2. 警戒配備体制（レベル1 配備）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において災害となる恐れがある大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害発生の情報により、災害対策の準備を行う必要があると判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の2(2)に準じる。

3. 災害警戒本部体制（レベル2 配備）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の3(2)に準じる。

4. 災害対策本部体制（レベル3 配備）

(1) 配備時期

町域及びその周辺において社会的影響があると認められる程度の大規模な高層建築物における事故又は市街地火災による災害が発生したと判断したとき

(2) 配備体制

第3編第1章第1節第2の4(2)に準じる。

第3 通報連絡体制

町、泉州南消防組合、泉佐野警察署をはじめとする関係機関は、相互に連携し、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の迅速な通報連絡を行う。

[高層建築物・市街地災害における通報連絡系統図]：資料編「資料5-14」]

第4 火災の警戒

1. 火災警報

町長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

2. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用の制限に従う。

3. 住民への周知

防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第5 措置・対策

町、泉州南消防本部、泉佐野警察署をはじめとする関係機関は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

1. ガス漏洩事故

(1) 消防活動体制の確立

(2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、泉佐野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護

搬送措置を行う。

2. 火災等

災害の状況に応じ、次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3. 広域応援体制

- (1) 市街地における火災が延焼・拡大し、町及び泉州南消防組合単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町、府、泉佐野警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安基地・岸和田海上保安署）に応援を要請する。

- (2) 府は、町から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第7節 原子力災害応急対策

方針

関係機関は、原子力災害の特殊性に鑑み、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講じるものとする。

計画

第1 原子力施設等に係る災害応急対策

1. 災害対策本部の設置

町長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 府または国から本部を設置する旨の指示（指導または助言）があったとき
- ウ 必要に応じて町長が当該配備を指示するとき

(2) 廃止基準

- ア 災害発生の恐れが解消したとき
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ その他本部長が適当と認めたとき

2. 災害広報

町は、原子力災害の特殊性を鑑み、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を避けるため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

(1) 災害広報

[原子力災害に該当しない事象（法で定める事象に該当しない事故）時の広報]

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

[特定事象発生時の広報]

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- オ その他必要な事項

[その後の広報]

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 町、府及び防災関係機関の対策状況

- ウ 住民の取るべき措置及び注意事項
- エ 医療機関などの生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

[原子力災害に該当しない事象（法で定める事象に該当しない事故）時]

- ア 報道機関等への情報提供

[特定事象発生時以降]

- ア 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらし等の掲示・配布
- イ 視覚障害者、聴覚障害者等避難行動要支援者に対する点字、ファクシミリ等の活用

(3) 報道機関との連携

町は、府及び国等とともに報道機関と連携して広報活動を実施する。

(4) 広聴

町は、住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるように、窓口を開設するなど、広聴活動に努める。

4. 放射性物質による汚染状況調査

府は、原子力施設等及び国から派遣されるモニタリング要員等と協力して放射性物質による汚染状況を調査する。

町は、必要に応じてこれに協力する。

5. 住民の避難等及び立入制限

(1) 退避及び避難に関する規準

町及び府は、原則として放射性物質のモニタリング結果等により、予測線量が、次表に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家等と協議し、被害予想地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	・放射性ヨウ素による甲 状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又 は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示が行われる。

注2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じな

ければ受けると予測される線量である。

注3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(2) 避難の方法

あらかじめ定める避難等措置計画に基づき地区住民を退避または避難させる。

(3) 立入制限、交通規制及び警護措置

町及び府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置及び警備措置をとるよう関係機関に要請する。

6. 医療救護活動

町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するよう努める。

なお、町単独では十分対応できない場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、地域災害医療本部が設置された場合は、地域災害医療本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

各医療救護班は、必要に応じて、国の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受け、被ばく者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。

一般傷病者については、必要に応じ、泉州南消防組合に医療機関等への搬送を要請する。

7. 飲食物の摂取制限等

町は、緊急時モニタリング結果に基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、府の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

核 種	初期設定値		防護措置の概要
	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他、	
放射性ヨウ素	3 0 0 Bq/kg	2, 0 0 0 Bq/kg	1 週間内を目途に飲食物放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を実施。
放射性セシウム	2 0 0 Bq/kg	5 0 0 Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	1 0 Bq/kg	
ウラン	2 0 Bq/kg	1 0 0 Bq/kg	

8. 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録するとともに、その結果を府に報告する。

(2) 損害調査の実施

住民等が受けた損害の調査を実施し、その結果を府に報告する。また、府はその結果を国に報告する。

(3) 緊急事態応急対策措置状況の記録

町及び府は、災害地域の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録する。

9. 被災者等の生活再建等の支援

町は、府及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

10. 風評被害等の影響の軽減

町は、府及び国と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第2 原子力発電所事故が発生したときの対策

1. 住民への情報伝達

町及び府は、住民の混乱を避けるため、入手した情報を住民に伝達するとともに、応急対策が必要と予想されるときは、速やかにとるべき措置について広報する。

2. 府外からの避難者の受入れ

町及び府は、原子力災害による府外からの避難者の受入れ要請を受けた場合、関西広域連合広域防災局が策定した関西防災・減災プランに基づき、町内の被災状況を考慮しながら避難者の受入れを行う。

第8節 その他災害応急対策

方 針

第4編では、地震・津波・風水害以外の、海上・航空・鉄道・道路・危険物等・高層建築物及び市街地・原子力に関する災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に、住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第3編 災害応急対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。